

2005年10月24日
J F E スチール株式会社

東日本製鉄所(千葉地区)の水質汚濁防止法違反容疑での書類送検の件

昨年12月16日、弊社・東日本製鉄所(千葉地区)は、千葉海上保安部により高アルカリ水漏出の疑いで立入捜査を受けました。本件およびその後のシアン漏出の件に関連し、本日、弊社および弊社の従業員4名が、水質汚濁防止法違反の容疑で千葉地方検察庁に書類送検されました。

弊社といたしまして、書類送検された事実を厳粛に受け止め、深く反省しております。地元住民の皆様や関係御当局ならびに関係各方面の方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

昨年12月16日の千葉海上保安部の立入捜査を契機に、弊社は、実態把握後速やかに千葉県と千葉市にご報告し、ご指示を受けながら徹底的な調査を行ないました。また、改善対策について、県・市のご指示・ご指導を仰ぎながら検討・実施してまいりました。高アルカリ水漏出については、止水用鋼矢板の打設等流出防止策を徹底いたしました。シアン漏出については、発生源のダスト精錬炉を本年1月22日に休止し、その後、市の「シアン対策専門委員会」の場で改善計画をご審議・ご承認いただき、県・市との公害防止協定に基づく事前協議を経て、改善工事を実施しております。製鉄所並びに全社の環境管理体制につきましても、一層の強化に全力を挙げております。これらの取組みを定期的に県・市にご報告し、その進捗を弊社のホームページ上に公開しております。

私たちJ F E スチールは、広く社会に貢献することを使命とし、常日頃より法令遵守および企業倫理の徹底に努めてまいりましたが、今回の事実を真摯に受け止め、社内のコンプライアンス体制を更に強化するとともに、設備面・管理運営面における再発防止策を通じて、二度とこのようなことを起こさぬよう万全を尽くしてまいります。私たちは、社会の一員として負うべき責任の重さをかみしめ、企業設立の原点に立ち返り、弊社全体で対策に全力を傾注し、社会的信頼の回復に努めてまいります。

以 上

(ご参考： 本件に関連する、弊社の情報公開のホームページは下記のとおりです)